

みずほ証券 取引約款・規定集(個人のお客さま用) 新旧対照表

(変更箇所は下線の部分です)

みずほ証券の証券総合取引約款	
新	旧
108. (解約) (現行通り) ①(現行通り) ②お客さまが融資等の契約に基づき、他の加入者の振替決済口座の質権欄に担保株式等に係る株主、投資主、優先出資者、新株予約権付社債権者、新株予約権者、新投資口予約権者もしくは受益者として記載もしくは記録されている場合、お客さまが他の加入者による特別株主のお申し出、特別投資主のお申し出、特別優先出資者のお申し出もしくは特別受益者のお申し出における特別株主、特別投資主、特別優先出資者もしくは特別受益者である場合、又は、お客さまが他の加入者による反対株主の通知、反対投資主の通知、反対新株予約権付社債権者の通知、反対新株予約権者の通知もしくは反対新投資口予約権者の通知における反対株主、反対投資主、反対新株予約権付社債権者、反対新株予約権者もしくは反対新投資口予約権者である場合 ③(現行通り)	108. (解約) (省略) ①(省略) ②お客さまが融資等の契約に基づき、他の加入者の振替決済口座の質権欄に担保株式等に係る株主、投資主、優先出資者、新株予約権付社債権者、新株予約権者、新投資口予約権者もしくは受益者として記載もしくは記録されている場合、お客さまが他の加入者による特別株主のお申し出、特別投資主のお申し出、特別優先出資者お申し出もしくは特別受益者のお申し出における特別株主、特別投資主、特別優先出資者もしくは特別受益者である場合、又は、お客さまが他の加入者による反対株主の通知、反対投資主の通知、反対新株予約権付社債権者の通知、反対新株予約権者の通知もしくは反対新投資口予約権者の通知における反対株主、反対投資主、反対新株予約権付社債権者、反対新株予約権者もしくは反対新投資口予約権者である場合 ③(省略)
120. (取引のご報告) 当社はご注文いただいた有価証券の売買等の取引が成立したときは、金商法第37条の4等の規定に基づき、遅滞なく、契約締結時等交付書面を交付いたします(「金融商品取引業等に関する内閣府令」(以下この約款において「内閣府令」といいます。)等に定める電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による提供を含みます。以下取引残高報告書について同じ。)。ただし、法令諸規則等の規定に基づき交付を行わない場合があります。	120. (取引のご報告) 当社はご注文いただいた有価証券の売買等の取引が成立したときは、金商法第37条の4等の規定に基づき、遅滞なく、契約締結時交付書面を交付いたします(「金融商品取引業等に関する内閣府令」(以下この約款において「内閣府令」といいます。)等に定める電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による提供を含みます。以下取引残高報告書について同じ。)。ただし、法令諸規則等の規定に基づき交付を行わない場合があります。
付 則 この改正は、2026年1月1日から施行します。	付 則 この改正は、2025年2月17日から施行します。

外国証券取引口座約款	
新	旧
第1条(約款の趣旨) (現行通り) 2. お客さまは、外国証券の国内取引所金融商品市場における売買その他の取引(以下「国内委託取引」といいます。)、外国証券の売買注文を取り次ぐ方法により我が国以外で執行する取引(以下「外国取引」といいます。)及び外国証券の国内における店頭取引(以下「国内店頭取引」といいます。)並びに外国証券の当社への保管(当該外国証券の発行に係る準拠法において、当該外国証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取り扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該外国証券に表示されるべき権利(以下「みなし外国証券」といいます。))である場合には、当該外国証券の口座に記載又は記録される	第1条(約款の趣旨) (省略) 2. お客さまは、外国証券の国内取引所金融商品市場における売買その他の取引(以下「国内委託取引」といいます。)、外国証券の売買注文を外国金融商品市場(店頭市場を含みます。以下同じ。)に取り次ぐ取引(以下「外国取引」といいます。)及び外国証券の国内における店頭取引(以下「国内店頭取引」といいます。)並びに外国証券の当社への保管(当該外国証券の発行に係る準拠法において、当該外国証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取り扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該外国証券に表示されるべき権利(以下「みなし外国証券」といいます。))である場合には、当該外国証券の口座

外国証券取引口座約款	
新	旧
数量の管理を含みます。以下同じ。)の委託については、この約款に定める事項を承諾し、自らの判断と責任においてこれを行うものとします。 なお、上記の国内委託取引、外国取引及び国内店頭取引については、信用取引に係る売買及び信用取引により貸し付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済に係る売買を除くものとします。 3. (現行通り)	に記載又は記録される数量の管理を含みます。以下同じ。)の委託については、この約款に定める事項を承諾し、自らの判断と責任においてこれを行うものとします。 なお、上記の国内委託取引、外国取引及び国内店頭取引については、信用取引に係る売買及び信用取引により貸し付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済に係る売買を除くものとします。 3. (省略)
第9条(配当等の処理) 1.～7.(現行通り) 8. <u>配当金等の支払手続において、決済会社が配当金等の支払いを開始する日として指定した日から5年を経過してもなおお客さまが受領されないときは、決済会社及び当社はその支払義務を免れるものとします。</u>	第9条(配当等の処理) 1.～7.(省略) (新設)
第10条(新株予約権等その他の権利の処理) (現行通り) (1)～(4)(現行通り) (5) 第1号a、第2号及び第3号により売却処分した代金については、前条第1項第2号a並びに同条第2項から第5項まで及び第7項の規定に準じて処理するものとし、<u>同条第8項の規定はその支払いについて準用します。</u> (6) (現行通り)	第10条(新株予約権等その他の権利の処理) (省略) (1)～(4)(省略) (5) 第1号a、第2号及び第3号により売却処分した代金については、前条第1項第2号a並びに同条第2項から第5項まで及び第7項の規定に準じて処理します。 (6) (省略)
第16条(注文の執行及び処理) (現行通り) (1)～(4) (現行通り) (5) 当社は、売買等の成立を確認した後、遅滞なくお客さまあてに契約締結時等交付書面を交付します(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による提供を含みます。)。ただし、法令諸規則等の規定に基づき交付を行わない場合があります。	第16条(注文の執行及び処理) (省略) (1)～(4) (省略) (5) 当社は、売買等の成立を確認した後、遅滞なくお客さまあてに契約締結時交付書面等を交付します(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による提供を含みます。)。ただし、法令諸規則等の規定に基づき交付を行わない場合があります。
付 則 (2026年1月1日) 1. この改正は、<u>2030年10月1日から施行します。ただし、第1条及び第16条の改正は、2026年1月1日から施行します。</u> 2. <u>改正後の第9条第8項(第10条第5号において準用する場合を含みます。)の規定は、この改正規定施行の日より前の日を支払いを開始する日として指定した配当金等(同号において準用する場合にあつては、同条第1号a、第2号及び第3号により売却処分した代金)についても適用します。</u>	付 則 この改正は、<u>2025 年2月17日から施行します。</u>

通信取引規定	
新	旧
第1条(規定の趣旨) この規定は、みずほ証券株式会社(以下「当社」といいます。)のオンラインサービス(「みずほ証券ネット倶楽部」、「みずほ証券株アプリ」、<u>これらに付随するサービス</u>その他の当社が定めるサービスをいいます。)(以下「本サービス」とい	第1条(規定の趣旨) この規定は、みずほ証券株式会社(以下「当社」といいます。)のオンラインサービス(「みずほ証券ネット倶楽部」、「みずほ証券株アプリ」その他の当社が定めるサービスをいいます。)(以下「本サービス」といいます。)の利用に関する取り

通信取引規定	
新	旧
ます。)の利用に関する取り決めです。 2. (現行通り)	決めます。 2. (省略)
第4条(サービスの内容) 1. ～3. (現行通り) <u>4. 当社は事前の通知なく本サービスの内容及びお客さまが利用可能なサービスを変更することがあります。</u>	第4条(サービスの内容) 1. ～3. (省略) (新設)
第5条(本サービスの利用条件) (現行通り) ①～②(現行通り) ③ダイレクトコースを選択されたときは、報告書等の電子交付サービスを <u>利用</u> されている場合 ④～⑥(現行通り) 2. ～4. (現行通り)	第5条(本サービスの利用条件) (省略) ①～②(省略) ③ダイレクトコースを選択されたときは、報告書等の電子交付サービスを <u>承諾</u> されている場合 ④～⑥(省略) 2. ～4. (省略)
第9条(取引の種類) お客さまが本サービスを利用して取引注文を行うことができる取引の種類及び商品等は、当社が定める範囲内とします。 <u>2. 当社は事前の通知なくお客さまが本サービスを利用して取引注文を行うことができる取引の種類及び商品等を変更することがあります。</u>	第9条(取引の種類) お客さまが本サービスを利用して取引注文を行える取引の種類及び商品等は、当社が定める範囲内とします。 (新設)
第10条(取扱銘柄) 当社が本サービスにて取引注文を受け付ける銘柄は、当社が定める銘柄とします。 <u>2. 当社は事前の通知なく本サービスにて取引注文を受け付ける銘柄を変更する場合があります。</u> <u>3. 金融商品取引所等が売買を規制している銘柄及び当社が自主的に売買を規制している銘柄については、当社は事前の通知なく取り扱いを制限する場合があります。</u>	第10条(取扱銘柄) 当社が本サービスにて取引注文を受け付ける銘柄は、当社が定める銘柄とします。 <u>ただし、金融商品取引所等が売買を規制している銘柄及び当社が自主的に売買を規制している銘柄は、取り扱いを制限する場合があります。</u> (新設) (新設)
第13条(サービスの利用期間) (現行通り) <u>2. 当社は、システムの保守・点検、緊急事態への対応、お客さまの保護その他の合理的理由に基づき、事前の通知なく、本サービスの全部又は一部を停止することがあります。</u>	第13条(サービスの利用期間) (省略) (新設)
第14条(注文等の受付) (現行通り) <u>2. 本サービスの利用(前項に基づく取引注文の発注を含みますがこれに限りません。以下本項において同じ。)に際し、お客さま自身(法人のお客さまにあつては利用ユーザーを含みます。)で入力したか否かにかかわらず、入力された取引パスワード等があらかじめ当社に届け出されているものと一致することを確認して行った本サービスの利用の効果は、お客さまに帰属します。ただし、当社に責に帰すべき事由がある場合はこの限りではありません。</u>	第14条(注文の受付) (省略) (新設)
第16条(執行) 当社が本サービスを利用して受け付けた売買注文は、第14条第1項に定める注文の受付後速やかに、第12条に定	第16条(執行) 当社が本サービスを利用して受け付けた売買注文は、第14条に定める注文の受付後速やかに、第12条に定めた期

通信取引規定	
新	旧
めた期限までに執行します。 2. (現行通り) ①～⑤(現行通り) ⑥その他当社が<u>法令遵守、お客さまの保護、取引の健全性等に照らし、不適当と判断する場合</u>	限までに執行します。 2. (省略) ①～⑤(省略) ⑥その他当社が取引の健全性等に照らし、不適当と判断する場合
第17条(注文の照会及び約定連絡) (現行通り) 2. 約定が成立したときは、金融商品取引法第37条の4等の規定に基づき、遅滞なく、契約締結時等交付書面を交付します(「金融商品取引業等に関する内閣府令」等に定める電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による提供を含みます。)。ただし、法令諸規則等の規定に基づき交付を行わない場合があります。	第17条(注文の照会及び約定連絡) (省略) 2. 約定が成立したときは、金融商品取引法第37条の4等の規定に基づき、遅滞なく、契約締結時交付書面を交付します(「金融商品取引業等に関する内閣府令」等に定める電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による提供を含みます。)。ただし、法令諸規則等の規定に基づき交付を行わない場合があります。
第23条(サービス利用の禁止事項及び利用停止) (現行通り) 2. お客さま(法人のお客さまにあつては利用ユーザーを含みます。)が前項に違反したと当社又は金融商品取引所等が判断した場合、当社は<u>事前の通知なくお客さまによる本サービスの利用を中止します。</u>また、当社は、お客さまが本サービスを利用することが不適当と判断した場合又は<u>お客さまの保護、取引の健全性確保、法令の遵守その他の合理的な理由があると判断した場合</u>には、<u>事前の通知なく</u>お客さまによる本サービスの利用を停止することがあります。なお、本サービスの利用中止又は利用停止によりお客さまに費用又は損害等が発生した場合、当該費用又は損害等はすべてお客さまの負担とし、当社及び金融商品取引所等はお客さまに対し損害賠償その他の責を負わないものとします。	第23条(サービス利用の禁止事項及び利用停止) (省略) 2. お客さま(法人のお客さまにあつては利用ユーザーを含みます。)が前項に違反したと当社又は金融商品取引所等が判断した場合、当社はお客さまによる本サービスの利用を中止します。また、当社は、お客さまが本サービスを利用することが不適当と判断した場合には、お客さまによる本サービスの利用を停止することがあります。なお、本サービスの中止又は利用停止によりお客さまに費用又は損害等が発生した場合、当該費用又は損害等はすべてお客さまの負担とし、当社及び金融商品取引所等はお客さまに対し損害賠償その他の責を負わないものとします。
第27条(サービスの終了) (現行通り) ①～③(現行通り) ④やむを得ない事由により、当社が本サービスの提供を中止することと決定し、その旨をお客さまに通知し、<u>又は当社のウェブサイト等に掲載した場合</u> ⑤～⑦(現行通り)	第27条(サービスの終了) (省略) ①～③(省略) ④やむを得ない事由により、当社が本サービスの提供を中止することと決定し、その旨をお客さまに通知した場合 ⑤～⑦(省略)
第28条(免責事項) 当社は以下の場合、お客さまに生じた損害についてはその責を負わないものとします。<u>ただし、当社に責に帰すべき事由がある場合はこの限りではありません。</u> ①～⑥(現行通り) ⑦第4条第4項、第9条第2項、第10条第2項、第3項、<u>第13条第2項、第16条第2項、第21条、第23条、第27条に該当する場合</u> ⑧～⑪(現行通り)	第28条(免責事項) 当社は以下の場合、お客さまに生じた損害についてはその責を負わないものとします。 ①～⑥(省略) ⑦第16条第2項、第21条、第23条、第27条に該当する場合 ⑧～⑪(省略)
付則 この改正は、2026年1月1日 から施行します。	付則 この改正は、2025年2月17日 から施行します。

以 上